

統括防火管理者の資格を有する者であるための要件について

_____ビルの統括防火管理者として選任する、_____に管理権限者から付与される権限及び説明した内容は、下記のとおりです。

- 1 必要な権限の付与（消防法施行規則第3条の3第1項第1号）
 - (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
 - (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
 - (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
 - (4) その他、統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

- 2 防火管理上必要な業務（消防法施行規則第3条の3第1項第2号）
 - (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
 - (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
 - (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
 - (4) その他の統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

- 3 防火管理上必要な事項（消防法施行規則第3条の3第1項第3号）
 - (1) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難訓練の実施状況に関すること。
 - (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報及び避難誘導に関すること。
 - (3) 火災の際の消防隊に対する該当防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
 - (4) その他防火対象物全体についての防火管理上必要な事項

【根拠条文】

統括防火管理者の資格・・・消防法施行令第4条

統括防火管理者の要件・・・消防法施行規則第3条の3